

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年7月22日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を15年7月22日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年7月22日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年5月から同年9月まで
② 平成15年7月20日から16年3月1日まで

私は、平成14年5月から同年9月まで、B社からC社に派遣され、派遣労働者として勤務していたが、この期間のB社での厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

また、平成15年7月20日から17年9月末まで、A社DオフィスからEに派遣され、派遣労働者として勤務したが、A社での厚生年金保険の加入記録は、16年3月1日からになっており、15年7月20日から16年3月1日までの期間の加入記録が無いことに納得がいかない。

平成14年から16年までの3年分の源泉徴収票には、社会保険料が控除されていることが記載されているので、申立期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人は、A社Dオフィスから派遣された派遣労働者として、Eで継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と一緒にA社Dオフィスから派遣され、派遣労働者としてEで勤務していた同僚は、「私は、派遣期間中、勤務形態に変化は無い。厚生年金

保険には全員最初から加入していたと思う。」と供述している。

さらに、申立人から提出された「平成15年分給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料等の金額」欄に記載されている金額は、4か月相当分であり、A社Dオフィスでは社会保険料は翌月控除であるため、申立人の雇用保険の被保険者資格取得日が平成15年7月22日となっていることから考えると、当該金額は、同年7月から同年10月までの社会保険料であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②のうち、平成15年7月22日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額から算出して、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明である旨供述しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年7月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成15年11月1日から16年3月1日までの期間については、申立人から提出された「平成16年分給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料等の金額」欄に記載されている金額が、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額から算出した社会保険料（16年3月から同年11月までの9か月相当分）とほぼ一致する上、当該源泉徴収票以外に、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、平成15年11月1日から16年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、B社から提出された申立人に係る「就業条件明示書」、「賃金支払状況及び出勤簿」及び「賃金台帳」から、申立人が、平成14年6月27日から同年9月30日までの期間、同社から派遣された派遣労働者として、C社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記賃金台帳からは、申立期間①当時の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できるところ、現在のB社の事務担当者は、「申立期間当時、申立人の給与から社会保険料は控除していな

い。本来、申立人は社会保険に加入させるべき人であったが、加入漏れである。」と供述している。

また、申立人は、「『平成14年分給与所得の源泉徴収票』に、平成14年1月の1か月分に係る社会保険料とは考え難い『社会保険料等の金額』が記載されている。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立人は、B社において、12年8月1日から14年2月1日までの期間、厚生年金保険被保険者であり、同社では、給与からの社会保険料控除を翌月控除としていることから、当該源泉徴収票に記載された「社会保険料等の金額」は、同社における13年12月及び14年1月の社会保険料と考えられ、オンライン記録上の当該2か月の標準報酬月額に基づく社会保険料の金額と一致することが確認できる。

さらに、申立人が、「一緒にB社から派遣労働者として、C社で経理の仕事をしていた。」と主張している同僚二人には、オンライン記録上、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないところ、当該同僚二人は、「私は、B社では社会保険には加入していない。」旨供述している上、申立人は、申立期間①を含む平成14年3月から同年11月までの期間は、国民年金に加入し、全額免除期間であることが確認できる。

加えて、申立期間①における申立人のB社での雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 506 (事案 142 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B県出張所(後に、C社に社名変更)における資格取得日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年4月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から41年3月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から41年4月1日まで

前回の申立てにおいて、申立期間に係るA社B県出張所での勤務実態は確認できないとされたが、私は昭和40年3月31日にD社を退社した翌日の同年4月1日からA社B県出張所に勤務し、同年10月*日に同社における当時の社長の仲人で仮祝言を行い、41年2月*日に結婚式を行ったので、申立期間において同社に勤務していたのは間違いない。今回、結婚式の写真を提出するので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、A社B県出張所における申立人の人事履歴及び雇用保険の加入記録が無いこと、及び申立人の主張と申立人に同社を紹介した同僚の供述との整合がとれないことから、申立期間における申立人の同社での勤務実態は確認できない上、健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が無く、申立人の記録が欠落したとは考え難いこと、及び申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無いことから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年11月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、i) 今回の再申立てに当たり新たな資料として提出された結

婚式の写真について、申立人は、「当該写真は、申立期間中の昭和41年2月*日に行われた結婚式の写真で、仲人であった当時のA社B県出張所の社長と事務員であった同僚が写っている。」と主張しているところ、当該社長及び同僚は既に死亡しているものの、当該社長の長男の妻より、当該写真に写っている人物は申立人の主張と一致することが確認できたこと、ii) 申立人が、「前回の申立てにおいては、D社と一緒に勤務し、A社B県出張所を紹介してくれた同僚より後に同社に入社したと回答したが、当該同僚より先に同社に入社したことを思い出した。」と主張内容を変更していることについて、前回の申立てにおいて、「私は申立人と同時期の昭和40年4月ごろに同社に入社し、申立人と同じ部署で2年ほど勤務した。」と供述していた同僚に再度照会したところ、「申立人は同社を申立人に紹介した同僚より先に同社に入社したと思う。」と申立人の変更された主張を裏付ける供述をしていること、iii) 今回の再申立てに当たり申立期間当時の同僚として申立人が新たに思い出した同僚に照会したところ、「私は昭和40年6月に同社に入社し、同年11月に退社したが、申立人は私より先に同社に入社し、私より後まで同社に勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同じ部署に勤務していた同僚二人は、「自分自身の厚生年金保険被保険者記録に欠落は無い。」旨の供述をしているほか、申立人の申立期間における業務内容及び勤務形態の変更があったことをうかがわせる供述も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期にA社B県出張所に入社し、同じ部署に勤務していた同僚の同社における社会保険事務所(当時)の記録から、昭和40年4月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から41年3月までは2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているものの、事業主による申立てどおりの資格取得届や、申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和41年4月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る40年4月から41年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和23年3月15日）及び資格取得日（昭和24年7月24日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和23年3月から同年7月までは300円、同年8月から同年12月までは1,500円、24年1月は2,100円、同年2月は3,000円、同年3月及び同年4月は3,600円、同年5月は3,500円、同年6月は4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月15日から24年7月24日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社における申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、A社の設立と同時に入社し、同社が整理されるまで継続して勤務していたので、申立期間が空白期間になっているのは納得がいかない。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和22年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年3月15日に資格を喪失後、24年7月24日に同社において資格を再取得しており、23年3月から24年6月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社に昭和24年3月19日に入社し、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している申立期間当時の同僚二人は、「私が同社に入社した際、申立人は在職していた。」と供述しており、当該同僚のうち一人は、「私が在職時、ほかの同僚から、申立人は会社設立当初から勤務しているという話を聞いたことがある。申立人の雇用形態及び業務内容等の変更も無かった。」

とも供述していることから、申立期間において申立人は、同社に継続して勤務していたことが推認される上、申立期間当時、申立人と業務内容や勤務形態の同質性の高い別の同僚二人は、いずれも厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和23年2月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、同年3月から同年7月までは300円、申立期間当時の申立人と業務内容や勤務形態の同質性の高い同僚の同被保険者台帳の記録から、同年8月から同年12月までは1,500円、24年1月は2,100円、同年2月は3,000円、同年3月及び同年4月は3,600円、同年5月は3,500円、申立人に係る24年7月の同被保険者台帳の記録から、同年6月は4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、申立期間当時の事業主は連絡先不明であるため、供述は得られないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年3月から24年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 61 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について未加入であるとの回答を受けたが、納得できない。

昭和 42 年 4 月から国民年金に任意加入していたが、57 年 6 月 * 日に夫が急逝したため、急遽、同年 8 月に A 市に転居し、その時に国民年金の継続^{きよ}手続をした。国の記録では、同年 8 月 30 日に被保険者資格を喪失したようになっているが、夫が亡くなれば、年金の重要性は一層高まるのに、夫の生前から任意加入していた国民年金の被保険者資格喪失を申し出るはずがない。

ただし、私の健康上の理由や経済的な理由で納付が困難だったため、転入後 1 回だけ保険料を納付し、その後、免除制度を知ったので、免除を受けており、未加入期間ではないはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間である「昭和 57 年 8 月に夫の急逝に伴い転居し、国民年金の手続をしたが、納付が困難であったため免除を受けた。」と主張しているところ、申立人は、申立期間当時、遺族共済年金の受給者であったため、国民年金の任意加入対象者であり、制度上、任意加入対象者は、免除を受けることはできない上、申立人の所持する年金手帳により、昭和 57 年 8 月 30 日に住所変更及び被保険者資格喪失手続をしていることが確認できることから、保険料納付が困難な状況にあったとする申立人が、当該転居の時点で被保険者資格喪失手続を行ったことが考えられる。

また、申立人が A 市への転入時に 1 回だけ納付したとする保険料は、申立人が B 市に居住していた時点では納付期限を迎えていなかった昭和 57 年 7 月

の保険料であると考えられる上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたこと及び納付の免除を受けていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこと及び納付の免除を受けていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から46年3月まで

申立期間中は、A市に住んでおり、美容学校に通いながら、美容院で見習として勤務していた時期である。母親も国民年金に加入しており、自分も加入するのが義務であると考えていたので、昭和43年*月に20歳に到達したころに国民年金の加入手続をした。実家から仕送りを受けていたので、保険料を負担に感じることは無かった。申立期間中には国民年金手帳の交付を受けていないが、3か月ごとに市役所窓口に出向いて、3か月分ずつ保険料を納付していた。保険料を後からさかのぼって納付したことは無い。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間中には、国民年金手帳の交付を受けていないが、納付書を持って市役所窓口で納付した。」と主張しているところ、申立期間当時、A市では印紙検認方式により保険料を納付する取扱いとなっており、納付書方式は採用されていなかったことから、国民年金手帳を所持しないまま市役所窓口へ出向いて保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市からB市へ転居した昭和46年4月に同市で払い出されていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、第1回特例納付の実施期間中であり、同記号番号の払出しを受けた後に、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付によりさかのぼって納付することは可能であったが、申立人は、「申立期間の保険料を、申立期間後にさかのぼって納付したこと

は無い。」としている上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から同年10月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について未納であるとの回答を受けたが納付できない。

平成3年8月に勤務していた事業所を退職し、それまで厚生年金保険に加入していたので、年金の切替えをしないといけないと思い、母親と一緒にA市役所に出向いて国民年金の加入手続をした。まず、加入と同時に1か月分の保険料を同市役所の窓口で納付し、同年11月に次の就職先が決まるまで、毎月同市役所窓口へ保険料の支払いに出向いた。

申立期間は収入が無く、母親の収入だけで生活をしてきたが、年金だけは怠ってはいけないと思い納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に、申立期間は国民年金第1号被保険者期間と記載されているものの、その筆跡は平成12年9月1日付けで同資格を取得したことが記載されている筆跡と同一であると見られること、及び同手帳に国民年金手帳記号番号の記載がないことを踏まえると、申立人は、同年9月時点で国民年金被保険者資格取得の手続を行うとともに、第1号被保険者期間として申立期間までさかのぼって整理、記録されたものと推認され、当該時点では、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる上、申立期間当時、手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立期間当時、A市においては、申立人の主張する市役所窓口での納付はできなかったことが確認できる上、申立人が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほ

かに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 1 日から 8 年 10 月 7 日まで

社会保険事務所(当時)にA社で勤務していたときの標準報酬月額について照会したところ、私が思っていた標準報酬月額とオンライン記録に相違があった。同社に在籍中、当時の事業主と経営方針をめぐる意見が合わず、平成 6 年 6 月には 54 万円の給与を一方向的に 28 万円に減額され、さらに、同社から 7 年 12 月 31 日付けで懲戒解雇する旨の通知を受けたことから、労働契約上の地位確認及び未払給料請求に関する民事訴訟を起し、その結果、訴えが認められることとなった。

以上のような経緯があったことから、申立期間当時の標準報酬月額については疑問がある。

当時の収入を証明する資料として平成 2 年分から 6 年分までの市県民税証明書を提出するので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された平成 2 年分から 6 年分までの市県民税証明書に記載されている給与収入金額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う年間給与収入額より高額であることは確認できるものの、当該証明書のすべてに所得控

除された社会保険料の金額が記載されていない。

また、申立人から提出された申立人とA社の間で争われた労働契約上の地位確認及び未払給料請求に関する民事訴訟の判決文によると、申立人は、申立期間のうち、平成6年6月以降の給与支給額について、オンライン記録の標準報酬月額に一致する額の給与が同社から支払われていたことを認めている。

一方、申立期間のうち、平成6年5月以前の給与支給額について、前述の判決文によると、オンライン記録の標準報酬月額を上回る額の給与を申立人に対して支払っていたことをA社の申立期間当時の事業主も認めているが、申立人は同社の事業主の娘婿であり、同社では役員同等の処遇を受けていたと考えられる上、申立人と同様に事業主の娘婿である役員の当時の標準報酬月額について、オンライン記録により確認すると、6年5月以前は申立人と同額であったことが確認できる。また、申立期間当時、同社に勤務していた複数の従業員が「当時、支給されていた給与額とオンライン記録の標準報酬月額について相違があるとは思わない。」旨供述している上、オンライン記録を確認しても、標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められないことから判断すると、事業主が申立人の給与から源泉控除していた厚生年金保険料額は、実際の給与額よりも低額で社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づいて計算されていたものとするのが自然である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 44 年 7 月 1 日まで

私が、A社B支社（現在は、C社D支社）で働いた4年余りの期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことを不審に思い、社会保険事務所（当時）で調べてもらったところ、昭和44年7月1日から同年10月1日までの期間のみが同被保険者期間であったとされたが、実際は、長女が小学校に入学した40年4月1日から働いていたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「長女が小学校に入学した昭和40年4月1日からA社B支社に勤務していた。」と主張しているが、申立期間当時、同じ営業所で勤務していた同僚は、申立人のことを覚えておらず、申立人が同社B支社に入社することを仲介した同僚も既に死亡している上、C社本社は、「申立人に係る人事記録等は全く残されていない。」旨回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することはできない。

また、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間内の昭和43年1月22日に夫の健康保険被扶養者として認定され、53年4月20日まで継続して同被扶養者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 505 (事案 302 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月から 36 年 9 月まで

前回の申立てに対して、香川地方第三者委員会事務室から、記録訂正は認められない旨の通知を受けたが、結論に納得できないので再度申立てを行う。B事業所及びC社で勤務した申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人が勤務していたと主張しているB事業所は、法人登記簿上記録が確認できず、オンライン記録及び事業所索引簿においても、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない上、申立人のB事業所への入社時期及び在籍期間等に関する記憶が曖昧であり、申立期間当時の勤務状況等は確認できないこと、申立期間当時、申立人がC社のD出張所の業務に携わっていたことはうかがえるものの、申立人の当該出張所での勤務期間及び勤務形態等を確認できないこと、さらに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 7 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに「申立期間当時、B事業所と同様に、E社の複数の従業員がF市のG社の造船所内で勤務していたことを思い出したので、E社に照会したところ、『B事業所という会社は確かに存在したようだ。』との回答をもらった。」と主張しているところ、この点について、E社の役員は、「B事業所という会社があったかどうかは不明だが、同社と類似する名称でH社という会社がかつて同市内に存在しており、申立期間ごろG社の協力会社であった。」

と供述している。

一方、事業所番号索引簿によれば、H社は昭和29年5月3日から厚生年金保険の適用事業所となっているものの、41年2月22日に適用事業所に該当しなくなっており、また、法人登記簿の記録によれば、同社は49年12月に解散している上、申立期間当時の事業主は所在不明であることから、同社と申立人が勤務したとするB事業所が同一の事業所であるか否か、及び申立人の申立期間に係る勤務状況等を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

さらに、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人は、「C社のD出張所に確かに勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているが、これらは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料をそれぞれの事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。